

社会福祉法人羽後町社会福祉協議会 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人羽後町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第52条の規定により、法人の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 役 員

(理事の選任)

第2条 理事は、社会福祉協議会の運営に関心と熱意があるものから、評議員会において選任する。

(監事の選任)

第3条 監事は、社会福祉協議会の運営に対して専門的知識を有する者の中から、評議員会において選任する。

(役員の就任)

第4条 役員に就任しようとする者は、理事（監事）就任承諾書及び履歴書を本法人会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(役員の欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じたときは、特別の理由がない限り、遅滞なく補充しなければならない。

第3章 理 事 会

(理事会の招集)

第6条 会長は、本法人定款に定める事項のほか必要がある場合理事会を招集しなければならない。

2 会長は、前項の理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに招集の日時、場所を示して5日前までに文書をもって、通

知しなければならない。

- 3 前項の文書には必要に応じて提出議案に関する資料を添付しなければならない。

(議事)

第7条 議長は、議事の進行を円滑にするため、提出議案の説明を理事又は職員にさせることができる。

(理事会議事録)

第8条 議長は、理事会の議事の経過を職員に記録させ、議事録を作成し、出席した会長及び監事の記名押印を求め、保存しなければならない。

- 2 前項の規定による理事会議事録には、開催日時及び場所、出席した理事の氏名並びに欠席した理事の氏名、提出議案の標題、議案に対する協議経過の概要及び表決の結果を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席理事等への決議書送付)

第9条 会長は、理事会に欠席した理事に対し、理事会において決議した事項を通知しなければならない。

第4章 会長の専決事項

(会長の専決事項)

第10条 会長の専決事項は、次の事項をいう。

- (1) 事務局長等の任免、その他重要な人事を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (3) 債券の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- (4) 緊急を要する地方自治体等の補助、受託事業、自主事業の受入・補修等及び既定事業の変更、又はそれに伴う補正予算に関すること。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- (5) 固定資産（基本財産を除く）の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関すること。

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- (6) 設備資金の借入に係わる契約で、予算の範囲内のもの。
- (7) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等日々の購入

- イ 施設設備の保守管理、物品の購入等
- ウ 緊急を要する物品の購入等
- (8) 損傷、その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却と廃棄
- (9) 予算上の予備費の支出に関すること。
- (10) 利用者の日常の処遇に関すること。
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものは除く
- (12) その他業務に関すること。

第5章 評議員会

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、理事会で推薦された者を評議員選任・解任委員会へ提案し、評議員選任・解任委員会で選任について決議する。

(評議員の就任)

第12条 評議員の就任は、評議員就任承諾書及び履歴書を会長に提出しなければならない。

(評議員の解任)

第13条 評議員が次のいずれかに該当するときは、理事会より評議員選任・解任委員会へ提案し、評議員選任・解任委員会で解任の可否を決議する。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(評議員の欠員補充)

第14条 評議員に欠員が生じたときは、特別は理由がない場合に限り、遅滞なく補充しなければならない。

(評議員会の招集)

第15条 会長は、評議員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに招集の日時、場所を示して、招集日の7日前までに文書をもって、通知しなければならない。

2 前項の文書には必要に応じて提出議案に関する資料を添付しなければならない。

(定時評議員会)

第16条 定時評議員会は、理事会において事業報告及び決算の承認後14日以後に開催しなければならない。

(評議員会議事録)

第17条 議長は、評議員会の議事の経過を職員に記録させ議事録を作成し、議長のほか出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名に記名押印を求め、保存しなければならない。

2 前項の規定による評議員会議事録には、開催日時及び場所、出席した評議員の氏名並びに欠席した評議員の氏名、提出議案の標題、議案に対する協議経過の概要並びに表決の結果を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席評議員等への決議書送付)

第18条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対し、評議員会において決定した事項を通知しなければならない。

第6章 監 事

(監査及び監査報告書の作成)

第19条 監事は、社会福祉法第40条の職務を行う。

2 監事は、社会福祉法第44条第3項の規定により会長から提出された当該年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及びその他の諸帳簿並びに証ひょう書類、預金残高等について監査し、経理事務並びに諸帳簿等の整備状況についての適否及び是正点を記した監査報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

第7章 支 会

(支会)

第20条 当法人の運営が目的達成のため必要な活動を行うために、支会に関する規程は、その都度理事会の議決を経て定めるものとする。

第8章 職 員

(職 員)

第 2 1 条 定款第 3 5 条に規定する事務局職員、定款第 3 6 条に規定する施設職員並びに服务内容については別に定める。

第 9 章 運 営

(諸規程)

第 2 2 条 当法人の運営に必要な規程は、その都度理事会の議決を経て定めるものとする。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、平成 1 0 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

平成 1 4 年	4 月	1 日	一部改正
平成 1 7 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 1 年	1 1 月	5 日	一部改正
平成 2 2 年	5 月	1 日	一部改正
平成 2 3 年	5 月	1 9 日	一部改正
平成 2 4 年	6 月	2 2 日	一部改正
平成 2 8 年	1 2 月	2 6 日	定款変更に伴う一部改正
令和 7 年	3 月	1 4 日	定款変更に伴い一部改正し、令和 6 年度の うち最終のものに関する定時評議員会の終結 の日の次の日から施行する。